

東 法 1 第 169 号
平 成 23 年 8 月 29 日

埼玉県比企郡吉見町下細谷96

ヴィタリス製薬株式会社

代表取締役 浦部 一之 殿

東松山税務署長

近藤 博



酒 類 販 売 場 移 転 許 可 通 知 書

平成23年6月23日付で申請のあつた東京都豊島区南池袋1丁目19番2、31及び32 ルック
ハイツ池袋A棟1002号室から比企郡吉見町大字下細谷字東上96番 2階(別紙図面に記載
の酒類販売場の位置)への酒類販売場の移転は、平成23年9月1日付で許可しましたから、
酒税法第21条の規定により通知します。